

岐阜県公報

第二千六百二十八号
平成二十七年三月六日

(金曜日)

目次

告示

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知

(治山課) 一三九

道路の区域変更

(道路維持課) 一四〇

道路の供用開始

(同) 一四一

土砂災害警戒区域の指定

(砂防課) 一四二

土砂災害特別警戒区域の指定

(同) 一四三

教育委員会告示

岐阜県重要無形民俗文化財の指定及び岐阜県史跡の指定

(社会教育文化課) 一四三

岐阜県史跡の指定解除

(同) 一四四

公示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(環境生活政策課) 一四五

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(商業・金融課) 一四五

公共測量の実施

(用地課) 一四六

競争入札に参加する者に必要な資格に関する件

(出納管理課) 一四六

落札者等に関する公示

(中濃振興局) 一四九

道路交通法に基づく技能検定員審査(大型・中型・普通・

(運転免許課) 一四九

大特・普自一・牽引・大型二種・中型二種・普通二種)の

実施

(同) 一五一

道路交通法に基づく教習指導員審査(大型・中型・普通・

大特・普自一・牽引・大型二種・中型二種・普通二種)の

実施

(同) 一五一

告示

岐阜県告示第百三十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年三月六日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
恵那市武並町折字女夫岩七四〇の一、七四〇の一三一、字四ツ谷七〇八の一、字金山三五の一、三六の一
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に

備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年三月六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
県道	一宮線 各務原線	各務原市川島松倉町字大師前五〇六番一地从先から同 市下中屋町字向山官有無番地先(二四三番)まで	前	一・五 八〇	一、八〇〇	
		同 各務原市川島松倉町字大師前五〇六番一地从先から同 市同 五一九番二地先まで	後	六・五 八〇	七・四	

岐阜県告示第百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年三月六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
県道	大岐野線	本巢市文殊字村前八〇〇番六地先から同 市同 字同 八〇〇番八地先まで	前	九・五	五・〇	
			後	三・〇	五・〇	

岐阜県告示第百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年三月六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
県道	中之元川線	揖斐郡大野町大字野字向野二二四四番一地从先から同 郡同 町大字寺内字村ノ内一四二番一地从先まで	前	六・二 八〇	三・五 〇	
			後	二・〇 三〇	三・五 〇	

岐阜県告示第百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を

次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年三月六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月六日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類		路線名		区 間		区域変更前後		敷地の幅員		延長		備考	
美濃		洞戸濃線		美濃市大字藤生字浅野一七四番地先から		同市大字同字五十村三〇五番一八地先まで		五〇〇 七〇五		三六〇 三六〇			
後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前

岐阜県告示第四百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年三月六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月六日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類		路線名		区 間		区域変更前後		敷地の幅員		延長		備考	
多治見		八百津線		可児郡御嵩町上恵土字生沢一七一番一地先から		同郡同町同字同一四六番一地先まで		九〇〇 一〇〇四		一四〇〇 一四〇〇			
後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前

岐阜県告示第四百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年三月六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月六日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類		路線名		区 間		区域変更前後		敷地の幅員		延長		備考	
瑞浪		上矢作線		恵那市上矢作町漆原字井沢五六九番四地先から		同市同町同字同四六六番一地先まで		四〇〇 五〇〇		一七九〇 一七九〇			
後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前

岐阜県告示第四百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年三月六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月六日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類		路線名		区 間		延長		供用開始の期日		備考	
						ルメートル		の期日		決定又は告示の日	
										ほかに	

一般 国道	二百四十 八号	美濃加茂市西町三丁目四番二 地先から 加茂郡坂祝町大針七四〇番一 地先まで	七五・〇	平成 二七・三・六	平成 二七・三・六 平成 二七・三・六
----------	------------	--	------	--------------	------------------------------

岐阜県告示第四百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年三月六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月六日

岐阜県知事 古田 肇

一般 国道	二百四十 八号	美濃加茂市田島町二丁目三三 一〇番二地先から 同 市同 町同 〇二番三 地先まで	三五・〇	平成 二七・三・六	昭和 二五・三・三
----------	------------	--	------	--------------	--------------

岐阜県告示第四百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年三月六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月六日

岐阜県知事 古田 肇

一般 国道	二百五十 六号	中津川市上野字丸根五二九番 二地先から 同 市同 字同 五二七番 一 地先まで	一六・〇	平成 二七・三・六	平成 二七・三・六 平成 二七・三・六
----------	------------	---	------	--------------	------------------------------

岐阜県告示第四百四十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十七年三月六日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
辻2	関市洞戸菅谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県美濃土木事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百四十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律

第五十七号（第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。）

平成二十七年三月六日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西秋沢	本県市文殊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
奥1丁目3	本県市文殊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北屋敷	本県市文殊	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県岐阜土木事務所及び本県市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百四十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十七年三月六日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
辻2	関市洞戸菅谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県美濃土木事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百四十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十七年三月六日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西秋沢	本県市文殊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
奥1丁目3	本県市文殊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北屋敷	本県市文殊	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県岐阜土木事務所及び本県市役所に備え置いて縦覧に供する。）

教育委員会告示

岐阜県教育委員会告示第一号

岐阜県文化財保護条例（昭和二十九年岐阜県条例第三十七号）第七条の六第一項の規定による岐阜県重要無形民俗文化財の指定及び同条例第八条第一項の規定による岐阜県史跡の指定を次のように行うので、同条例第七条の六第六項及び第八条第三項の規定により告示する。

平成二十七年三月六日

岐阜県教育委員会

委員長 野 原 正 美

岐阜県重要無形民俗文化財

指定番号	岐阜 無民 六七
種目	民俗 芸能
名称	川上ほう る踊り
内 容	川上ほうる踊りは、揖斐郡揖斐川町坂内の川上地区に伝わる太鼓踊りで、毎年秋分の日の前後の土曜日に、氏神である川上八幡神社の祭礼において奉納される。室町時代から近世初期の時代相を持つ比較的古様な踊り歌を持ち、歌唱の型式もいわゆる日本の伝統的な歌唱形式と考えられている音頭一同形式をとっている。加えて掛け踊り形式をとっているなど、太鼓踊りの盛期の形式を伝承していると考えられる。 また、「ほうろ」と呼ばれる葉を落とした竹をそのまま使用する背負い物は、竹の風流の発展段階としては初期に属するものと考えられる。このタイプはむしろ滋賀県長浜市（旧木之本町、旧余呉町）や、福井県敦賀市内に分布しているのが確認できる。
芸芸団体	川上民謡保 存会
住 所	揖斐郡揖斐川 町坂内川上ー 三五三番地四
備 考	これらの要素は、揖斐川水系の風流太鼓踊りの、ひいては民俗芸能の伝播や受容を考える上で、きわめて重要な情報を提供すると考えられ、その民俗学的・文化財的価値はきわめて高い。

岐阜県史跡

指定番号	岐阜 史 一七〇
分類	古墳
名称	夕田茶 白山古 墳
員数	一基 六、六 一〇平 方メー トル
内 容	三世紀前半の前方後円墳 全長 三九・五メ ートル 前方部 長さ十五 ・〇メー トル くびれ部 幅一〇・ 五メートル 前面幅一 五・一メ ートル 後部部 径二四・ 五メー トル
所在地	加茂郡 富加町 夕田字 南洞六 九二番
所有者	松山浩之 子 松山ちづ 九八番
住 所	加茂郡 富加町 夕田六 六五番 地
備 考	高垣芳行 佐曾利豊 実
住 所	加茂郡 富加町 夕田八 六四番 地
備 考	加茂郡 富加町 夕田八 〇三番 地

岐阜県教育委員会告示第二号

岐阜県文化財保護条例（昭和二十九年岐阜県条例第三十七号）第九条第二項の規定により、次のとおり岐阜県史跡の指定が解除されたので、同条第三項において準用する同条例第四条第四項の規定により告示する。

平成二十七年三月六日

岐阜県教育委員会

委員長 野原正美

指定が解除された岐阜県史跡

指定番号	種目	名称	員数	所在地	所有者	住所
岐史一六六	史跡	旗本西高木家陣屋跡	土地一三筆計一七、三八四・二三平方メートル 建物三棟、主屋一棟、土蔵一棟、長屋門一棟、「西高木屋敷全図」一点	大垣市上石津町宮字上ノ山二二六番一他	大垣市高木久子	大垣市丸の内二丁目二九番地

公示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年三月六日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十七年一月二十日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ぎふNPOセンター
- 三 代表者の氏名 駒宮 博男
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜市藪田南五丁目一四番地二二号 岐阜県シンクタンク庁舎内

五 定款に記載された目的 この法人は、地域社会の住民が地域の課題を自ら解決し、地域を超えたより広い社会との連携に積極的に取り組むこと、また、そのような住民主体の社会を実現するため、NPOを含む住民の自発的活動を支援し、促進することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十七年三月六日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見を提出することができる。

平成二十七年三月六日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 届出年月日 平成二十七年二月二十三日
- 二 届出者の氏名又は名称 コストコホールセールジャパン株式会社
- 三 建物の名称及び所在地 コストコホールセール岐阜羽島倉庫店 羽島市上中町中字前沼六六番 外
- 四 変更した事項 大規模小売店舗の名称
（変更前）コストコホールセール羽島倉庫店
（変更後）コストコホールセール岐阜羽島倉庫店

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十七年三月六日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十七年三月六日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十七年二月二十日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社本巢ショッピングワールド

三 建物の名称及び所在地

LCワールド本巢

本巢市政田字上市場一四〇四番地の一 外

四 変更しようとする事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 二、一〇二台

(変更後) 一、九六〇台

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 二一六台

(変更後) 一六三台

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 駐車場一から駐車場十 午前七時三十分から翌日午前三時三十分

(変更後) 駐車場一から駐車場八、駐車場十一及び駐車場十二 午前七時三十分から翌日午前三時三十分

ら翌日午前三時三十分

駐車場十及び駐車場十一 午前七時三十分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 二七箇所

(変更後) 二八箇所

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により御嵩町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年三月六日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

御嵩町

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

平成二十七年二月二十三日から

同 年三月二十五日まで

四 作業地域

可児郡御嵩町御嵩地区

競争入札に参加する者に必要な資格に関する件

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の五第一項及び第百六十七條の十一第二項の規定により来年度の競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので、同令第百六十七條の五第二項（同令第百六十七條の十一第三項において準用する場合を含む。）及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条の規定により公示します。

平成二十七年三月六日

岐阜県知事 古田 肇

一 調達をする物品等又は特定役務の種類

- 1 電子計算機器類
 - 2 医療用機器類
 - 3 通信機器類
 - 4 試験・分析機器類
 - 5 一般・産業用機器類
 - 6 自動車類
 - 7 被服類
 - 8 燃料
 - 9 電力
 - 10 医薬品・医療用品類
 - 11 事務用品類
 - 12 凍結防止剤
 - 13 建設工事
 - 14 自動車の保守及び修理サービス
 - 15 電気通信サービス
 - 16 電子計算機サービス及び関連のサービス
 - 17 建築のためのサービス、エンジニアリングサービスその他の技術的サービス
 - 18 広告サービス
 - 19 出版及び印刷のサービス
 - 20 金属製品、機械及び機器の修理サービス
 - 21 汚水及び廃棄物の処理、衛生その他の環境保護のサービス
 - 22 その他
- 二 資格
- 地方自治法施行令第六十七条の五第一項及び第六十七条の十一第二項の規定により定める競争入札に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）は、入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に記載されていることとします。
- 三 名簿への記載
- 名簿への記載を希望する者は、岐阜県会計規則（昭和三十一年岐阜県規則第十九号）第二百二十六条第一項の規定により入札参加資格審査申請書等を提出して次の要件を満たすかどうかの審査を受けなければなりません。

- 1 県税（個人の県民税、地方消費税及び県が発行する証紙をもって払い込む県税（証紙に代えて現金で納付される県税を含む。）のうち自動車税以外のものを除く。）について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと。
- 2 県内に主たる営業所を有する者にあつては、消費税及び地方消費税について未納の税額（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと。
- 3 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の更生手続開始の申立て（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）をされた者にあつては、同法第九十九条第一項若しくは第二項又は第二百条第一項の更生計画認可の決定（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けていること。
- 4 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条第一項又は第二項の再生手続開始の申立てをされた者にあつては、同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定を受けていること。
- 5 経営が健全であり、契約の履行が確実であると認められること。
- 6 建設工事の請負にあつては、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の規定による許可を受けるとともに、同法第二十七条の二十三第一項の審査を受けていること。
- 7 測量の請負にあつては、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十五条第一項の登録を受けていること。
- 8 建築設計の請負にあつては、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条第一項の規定による登録を受けていること又は建築設備に関する知識及び技能の資格を有すると認められること。
- 9 前三号に掲げるものを除くほか、法令の規定による許可、認可、登録等を受けなければ営むことができない業に係る請負にあつては、当該許可、認可、登録等を受けていること。
- 10 地質調査の請負にあつては、地質調査業者登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十八号）（第二条第一項の登録を受けていること）。
- 11 建設コンサルタントの請負にあつては、建設コンサルタント登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十七号）（第二条第一項の登録を受けていること）。
- 12 補償コンサルタントの請負にあつては、補償コンサルタント登録規程（昭和五十

九年建設省告示第千三百四十一号(第二条第一項の登録を受けていること。

13 森林整備業務の請負にあつては、次の(1)から(4)までのうち、いずれかの資格等を有する技術職員を一名以上通年雇用し、かつ、常勤の技術職員を二名以上又は非常勤の技術職員を五名以上雇用していること。

(1) 林業技術士

林業技術士養成事業実施要領(昭和五十三年十月六日付け農林水産事務次官通達)又は林業技術士養成事業実施要綱により一般社団法人日本森林技術協会が認定した者

(2) 青年林業士(育成部門又は素材生産部門に限る。)

林業後継者育成対策等事業実施要領(昭和五十八年四月四日付け農林水産事務次官通達)により都道府県知事が認定した者又は岐阜県林業士認定要領により岐阜県知事が認定した者

(3) 基幹林業作業士、林業技能作業士又は林業作業士

林業労働力対策実施要領(昭和四十五年七月三十一日付け林野庁長官通達)、林業担い手育成強化対策実施要領(平成八年五月二十四日付け林野庁長官通達)、林業担い手育成確保対策事業の実施について(平成十年四月八日付け林野庁長官通達)又は強い林業・木材産業づくり交付金実施要領(平成十七年三月三十日付け林野庁長官通達)により都道府県知事又は林業労働力確保支援センターが認定した者

(4) フォレストワーカー、フォレストリーダー又はフォレストマネージャー

林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令(平成八年農林水産省令第二十五号)に基づき農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者

四 有効期間等

1 有効期間

資格の有効期間は、名簿に登録されている期間です。

名簿への記載は三の規定による審査の結果三の各号に掲げる要件を満たしていると認められたときになされ、名簿からの抹消は三の各号に掲げる要件を欠いたときになされず。

なお、森林整備業務の請負に係る名簿については平成二十七年三月三十一日、測量、建築設計、地質調査、建設コンサルタント及び補償コンサルタント業務の請負

に係る名簿及び製造の請負、物件の買入れその他に係る名簿については平成二十八年三月三十一日をもって失効します。

2 更新

有効期間満了後引き続き資格が必要な場合は、有効期間満了前に、又は満了と同時に改めて名簿に登録されなければなりません。

五 建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格の等級区分

二で規定する資格のほか、建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格の等級区分(建設業法第二十七条の二十三第一項の審査の評定に基づき別に定める基準に従って定められるものをいう。)は、次のとおりです。

1 土木一式工事

予	定	価	格	等級区分
四千万円以上				A
一千五百万円以上四千万円未満				B
一千五百万円未満				C

2 建築一式工事

予	定	価	格	等級区分
五千万円以上				A
二千五百万円以上五千万円未満				B
二千五百万円未満				C

3 電気工事

予	定	価	格	等級区分
二千万円以上				A
六百万円以上二千万円未満				B

六百万円未満		C
4 管工事		
予 定 価 格	等級区分	
二千万円以上	A	
六百万円以上二千万円未満	B	
六百万円未満	C	

六 資格に関する文書の入手方法

資格に関する事務の担当課及び資格に関する文書を入手するためのホームページアドレスは、次のとおりです。

1 建設工事、測量、地質調査、建設コンサルタント、補償コンサルタント、建築設計等の請負

〒五〇〇 八五七〇 岐阜市数田南二丁目一番一号

岐阜県土木整備部建設政策課建設係

電話番号 〇五八 二七一 八五〇四

ホームページアドレス <http://www.pref.gifu.lg.jp/kendo/kensetsukoji/>

nyusatsu/shikaku-shinsei/simeinegai.html

2 森林整備業務の請負

〒五〇〇 八五七〇 岐阜市数田南二丁目一番一号

岐阜県林政部治山課治山係

電話番号 〇五八 二七一 八五二六

ホームページアドレス <http://www.kyoushin.crcr.or.jp/>

3 製造の請負、物件の買入れその他

〒五〇〇 八五七〇 岐阜市数田南二丁目一番一号

岐阜県出納事務局出納管理課用度係

電話番号 〇五八 二七一 八七一五

ホームページアドレス <http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei-unei/>

yoshiki-download/yoshiki/suito/index1.html

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。
平成二十七年三月六日

岐阜県知事 古 田 肇

1 購入物品の名称及び予定数量 岐阜県可茂総合庁舎、岐阜県中濃総合庁舎、岐阜県

郡上総合庁舎等で使用する電気 1,291,000kWh

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成27年1月9日

4 落札者を決定した日 平成27年2月20日

5 落札者の住所及び氏名 東京都港区六本木一丁目8番7号

株式会社 F Power

代表取締役 洞 洋平

6 落札金額 28,483,129円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県中濃振興局振興課管理調整係

(2) 所在地 美濃加茂市古井町下古井2610 1

道路交通法に基づく技能検定員審査（大型・中型・普通・大特・普自二・牽引・大型二種・中型二種・普通二種）の実施

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）以下「法」という。）第九十九条の二第四項第一号イの規定に基づく技能検定員審査を行うので、技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）第一条の規定により公示する。

平成二十七年三月六日

岐阜県公安委員会

委員長 水 谷 邦 照

一 技能検定員審査の種類、期日及び場所	
審査の種類	期日
大型自動車免許に係る技能検定員審査(大型)	平成二十七年九月十日 同 年十月十五日 同 年十一月十二日
中型自動車免許に係る技能検定員審査(中型)	平成二十七年九月九日 同 年同月十四日 同 年同月二十八日 同 年十月十六日 同 年十一月九日 同 年同 月十六日
普通自動車免許に係る技能検定員審査(普通)	平成二十七年六月三十日及び同 年七月一日 同 年同月二十四日
大型特殊自動車免許に係る技能検定員審査(大特)	平成二十七年九月十七日 同 年十月一日 同 年同月十四日 同 年十一月十八日
普通自動車二輪車免許に係る技能検定員審査(普自二)	平成二十七年九月十五日 同 年同月二十九日 同 年十月十三日 同 年十一月十日 同 年同 月十七日
牽引免許に係る技能検定員審査(牽引)	平成二十七年九月十六日 同 年同月三十日 同 年十一月十一日
大型自動車第一種免許に係る技能検定員審査(大型一)	平成二十七年五月一日 同 年同月十五日 同 年十二月一日 同 年同 月十五日
中型自動車第一種免許に係る技能検定員審査(中型一)	平成二十七年五月一日 同 年同月十五日 同 年十二月一日

場所: 岐阜市三田洞東二丁目二番八号
岐阜県警察本部交通部運転免許課

審査項目	審査細目	審査方法等
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車運転技能	技能試験(自動車運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。)の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、九十八パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	自動車運転技能に関する観察及び探点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、九十五パーセント以上の成績であること。
自動車教習所に関する事項	法第百八条の二十八第 四項に規定する教則の内容となつてゐる事項	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては八十五パーセント以上、その他のものにあつては九十五パーセント以上

普通自動車第一種免許に係る技能検定員審査(普通一)

同 年同 月十五日

平成二十七年五月一日
同 年同月十五日
同 年十一月一日
同 年同 月十五日

二 技能検定員審査の申請手続に関する事項

1 申請に必要な書類

ア 審査申請書

イ 住民票の写し

ウ 運転記録証明書

エ 技能検定員審査の種類に応じた運転免許証の写し

オ 第二種免許に係る審査については、規則第七条第一項の表に規定する当該技能検定員資格者証の写し

カ 規則第十七条第一項各号、第二項各号又は第三項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

2 提出先 岐阜県公安委員会(交通部運転免許課経由)

三 その他技能検定員審査の実施に関し必要な事項

1 大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許、大型特殊自動車免許、普通自動車二輪車免許又は牽引免許に係る技能検定員審査の審査方法等

法令についての知識	上の成績であること。
技能検定の実施に関する知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ九十五パーセント以上の成績であること。
自動車の運転技能の評価方法に関する知識	

2 大型自動車第一種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査の審査方法等

審査項目	審査細目	審査方法等
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、九十五パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、九十五パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	道路運送法（昭和二十六年法律第八十二号）第二第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第一条第一項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、九十五パーセント以上の成績であること。
自動車の運転技能の評価方法に関する知識		論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、九十五パーセント以上の成績であること。

道路交通法に基づく教習指導員審査（大型・中型・普通・大特・普自^{けん}二^{けん}・牽引^{けん}・大型二種・中型二種・普通二種）の実施

道路交通法（昭和二十五年法律第五号。以下「法」という。）第九十九条の三第四項第一号イの規定に基づく教習指導員審査を行うので、技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）第十条第二項において準用する規則第二条の規定により公示する。

平成二十七年三月六日

岐阜県公安委員会
委員長 水谷邦照

一 教習指導員審査の種類、期日及び場所

審査の種類	期日	場所
大型自動車免許に係る教習指導員審査（大型）	平成二十七年六月三日 同 年同月二十二日 同 年七月二十二日	岐阜市三田洞東一丁目二番八号 岐阜県警察本部交通部運転免許課
中型自動車免許に係る教習指導員審査（中型）	平成二十七年五月十四日 同 年同月二十一日 同 年六月四日 同 年同月十一日 同 年同月十八日 同 年同月二十四日 同 年七月二十三日 同 年同月二十九日 同 年八月三日	
普通自動車免許に係る教習指導員審査（普通）	平成二十七年七月七日及び同月八日 同 年同月三十一日	
大型特殊自動車免許に係る教習指導員審査（大特）	平成二十七年五月十一日 同 年同月十八日 同 年六月一日 同 年同月八日 同 年同月十五日 同 年七月二十七日 同 年八月六日	

普通自動車二種免許に係る教習指導員審査 (普通二種)	平成二十七年五月十二日 同 年六月二日 同 年同月九日 同 年同月十六日 同 年同月二十三日 同 年七月二十一日 同 年同月二十八日 同 年八月四日
牽引免許に係る教習指導員審査(牽引)	平成二十七年五月十三日 同 年同月二十日 同 年六月十日 同 年同月十七日 同 年七月三十日 同 年八月五日
大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査 (大型二種)	平成二十七年五月一日 同 年同月十五日 同 年十二月一日 同 年同 月十五日
中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査 (中型二種)	平成二十七年五月一日 同 年同月十五日 同 年十二月一日 同 年同 月十五日
普通自動車第一種免許に係る教習指導員審査 (普通一種)	平成二十七年五月一日 同 年同月十五日 同 年十二月一日 同 年同 月十五日

二 教習指導員審査の申請手続に関する事項

1 申請に必要な書類

- ア 審査申請書
- イ 住民票の写し
- ウ 運転記録証明書
- エ 教習指導員審査の種類に応じた運転免許証の写し
- オ 第二種免許に係る審査については、規則第十五条第一項の表に規定する当該教習指導員資格者証の写し

- カ 規則第十七条第一項各号、第四項各号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- 2 提出先 岐阜県公安委員会(交通部運転免許課経由)
- 三 その他教習指導員審査の実施に関し必要な事項
- 1 大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許、大型特殊自動車免許、普通自動車二種免許又は牽引免許に係る教習指導員審査の審査方法等

審査項目	審査細目	審査方法等
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験(自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。)に必要な教習の技能
教習に関する知識	法第百八条の二十八第四項に規定する教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては八十五パーセント以上、その他のものにあつては九十五パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ八十パーセント以上の成績であること。

2 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査の審査方法等

審査項目	教習に関する技能		教習に関する知識
審査細目	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能教習に必要な教習の技能	道路運送法（昭和二十六年法律第八十二号）第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第一条第一項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識
審査方法等	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、八十五パーセント以上の成績であること。	実技試験により行うものとし、その合格基準は、八十パーセント以上の成績であること。	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては八十五パーセント以上、その他のものにあつては九十五パーセント以上の成績であること。

平成二十七年三月六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社